

那須塩原市まち・ひと・しごと創生推進懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項の規定により策定した那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に当たり、関係団体、有識者等の意見を幅広く聴取するため、那須塩原市まち・ひと・しごと創生推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略の推進に関する事項
- (2) 総合戦略の策定、効果検証及び見直しに関する事項
- (3) その他総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の推薦する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 懇談会に、必要に応じて分科会を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から総合戦略の計画期間内において市長が定める日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その者から説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和元年 11 月 14 日から施行する。